

町の皆さんのいこいの場です

コーヒーサロン「てとて」

気軽にお立ち寄りください。「てとての会」の会員がお待ちしております。

日 時 ● 10月18日(水) 午前10時～午後2時

11月3日(金・祝日) 午前10時～午後3時

会 場 ● 南ふれあい館(旧仙南交流センター)

問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

行政書士による無料相談会のお知らせ

行政書士は、官公署に提出する許認可等の申請書作成および提出手続代理、契約書等の権利義務に関する書類作成ならびに作成代理、事実証明に関する書類作成などを行います。

身近な困りごとなどがありましたら、秘密は厳守されますのでどなたでもお気軽にご相談ください。

日 時 ● 10月21日(土)～10月22日(日)

午前10時～午後3時

会 場 ● 大仙市秋の稔りフェア会場(大曲ヒカリオ)内

問 秋田県行政書士会大仙支部 ☎0187(62)0273

健康講話を開催します

日 時 ● 10月24日(火) 午後1時30分～午後2時30分

会 場 ● ロートピア緑泉 ※参加無料

講 師 ● 栗林外科医院 院長 栗林明弘 氏

内 容 ● 健やかに生き抜くために～その12

問 在宅介護支援センター緑泉 ☎0187(84)2284

10月は不正軽油一掃強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的として、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造された燃料です。不正軽油の製造や使用は、大気や環境の汚染にもつながる非常に悪質な行為です。

秋田県では、10月を不正軽油一掃強化月間とし、事業所などへの立ち入りや、自動車燃料の抜き取りによる不正軽油の調査を強化しております。職員が調査に伺った際は、ご協力をお願いします。

問 秋田県総務部税務課 ☎018(860)1124

フェスタ・ハイスクールライブラリー2017「ワークショップ&語りのコンサート」を開催します

秋の読書週間にあわせて、本が持つ魅力を伝える体験講座・コンサートを開催します。

日 時 ● 11月5日(日)

午前10時30分～午後2時30分

会 場 ● 美郷町公民館(入場無料、申込不要)

■ワークショップ(午前10時30分～午前11時30分)

傷んだ本の修理体験、透明なカバーかけ体験

※ひとり1冊、本をお持ちください。

和綴じ本(オリジナルメモ帳)作成体験

■語りのコンサート(午後1時～午後2時30分)

地元の子どもたちによる読み聞かせ、馬頭琴演奏と

モンゴル舞踊、「スーホの白い馬」朗読

問 Librarian-ship Club事務局(木村) ☎090(7334)9641

交通死亡事故が連続発生しています

大仙警察署管内において、次のとおり交通死亡事故が連続して発生しています。一時停止場所や交差点での漫然運転による事故および通り慣れた道路での事故が発生していますので、交差点等を通行の際は安全確認を徹底し、交通事故の防止に努めましょう。

① 9月8日(金)、大仙市太田町地内の県道で、普通乗用車と準中型トラックが衝突し、普通乗用車の同乗者が死亡

② 9月16日(土)、大仙市幸町地内の市道で自転車の男性が用水路に転落して死亡

問 大仙警察署 ☎0187(63)3355

高齢者世帯等の雪下ろし費用の一部を助成します

冬期間の安心安全の確保と経済的負担軽減のため、自力で雪下ろしが困難な高齢者世帯等を対象に、雪下ろしに掛かる費用の一部を助成します。

対象世帯 ● 申請日において美郷町に住所があり、①から⑥の要件すべてを満たす世帯

① 美郷町内に自ら居住のための住居を有し、現に居住していること

② 原則、本人の持家であること(2親等以内の親族から無償で借りている家屋は可)

③ 近親者等の援助を受けることが困難であること

④ 他の者の扶養となっていないこと

⑤ 次の理由により、自力での雪下ろしが困難であること(次の方のみで構成される世帯)

・ 70歳以上の方 ・ 要介護の認定を受けている方

・ 要支援の認定を受けている方で、民生委員等が特に必要と認めた方

・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

⑥ 当該年度の町民税非課税世帯であること

※生活保護世帯は、当事業の対象外となります。

助成金額 ●

| 作業区分 | 補助金額 | 補助上限 (1回あたり) | 年間の 利用回数 |
|------|-------------------|-----------------|----------------------|
| 雪下ろし | 作業賃金の 2分の1 | 15,000円 | 年間2回まで |
| 排雪 | 排雪車、運転 費用の2分の1 | 10,000円 | 年間2回まで (雪下ろしとセット) |

申込方法 ● 下記または民生委員宅に備え付けの申請用紙に記入し、「家屋の写真」を添付してお申し込みください。(撮影が難しい方は、後日町の職員が撮影に伺います)

その他 ● この事業は毎年申込みが必要です。

・ 町に登録した事業者(個人、法人不問)以外へ雪下ろしを依頼することはできません。町では登録事業者を募集していますので、例年雪下ろしをお願いしている方がいらっしゃいましたら、町へ登録するようにお声がけください。

申込・問 町福祉保健課 地域包括支援班

☎0187(84)4907